

令和7年度 五條市建設工事等入札参加停止措置一覧表

	商号又は名称	所 在 地	入札参加停止期間 (解除日)	入札参加停止措置理由・該当基準
1	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル	令和7年4月16日から 令和7年5月18日まで	入札参加資格者等が業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令がなされ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-2-(2)・第5条第4項
2	株式会社福寿建設	奈良県香芝市真美ヶ丘5-18-21	令和7年5月21日から 令和7年11月20日まで	入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-8-(3)
3	株式会社アトニス	奈良県北葛城郡広陵町安部336-1	令和7年5月21日から 令和7年11月20日まで	入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-8-(3)
4	株式会社葛井組	奈良県香芝市西真美2-29-8	令和7年6月30日から 令和7年12月29日まで	入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-8-(3)
5	株式会社岡島電設工業	奈良県磯城郡田原本町宮古695-1	令和7年9月24日から 令和7年12月23日まで	入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は、違反行為の幫助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-5-(2)イ
6	株式会社アルプス	奈良県吉野郡吉野町大字六田1264-2	令和7年10月17日から 令和7年12月16日まで	業務に関し、入札参加資格者等が、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-8-(5)
7	スキヤードロン株式会社 奈良南営業所	奈良県五條市西吉野町滝402	令和7年10月17日から 令和7年12月16日まで	業務に関し、入札参加資格者等が、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。・別表第2-8-(5)